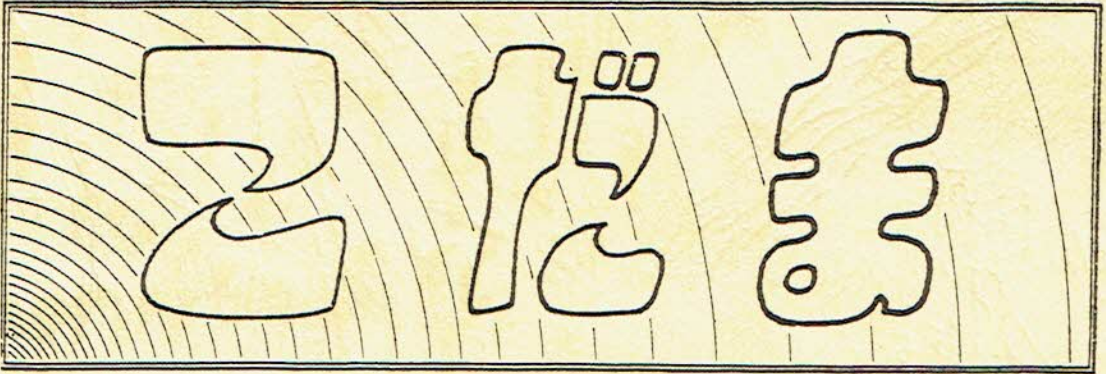


埼玉県行政書士会上尾支部機関紙



第 8 号



埼玉県行政書士会上尾支部

事務局 / 上尾市富士見2-3-24
TEL (048) 775-2383

ふれあい広場

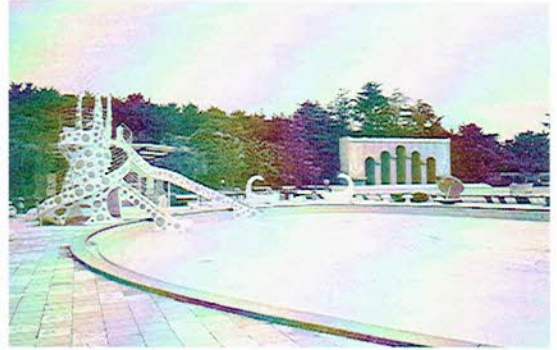
上尾支部管内の
主な公園



▲県立上尾運動公園－上尾市



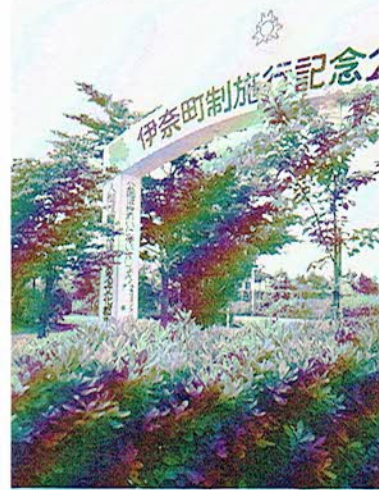
▲わんぱく村－桶川市



▲県立さいたま水上公園－上尾市



▼上尾丸山公園－上尾市
広い園内は、散策、釣りなど四季を通じて楽しみがいっぱい



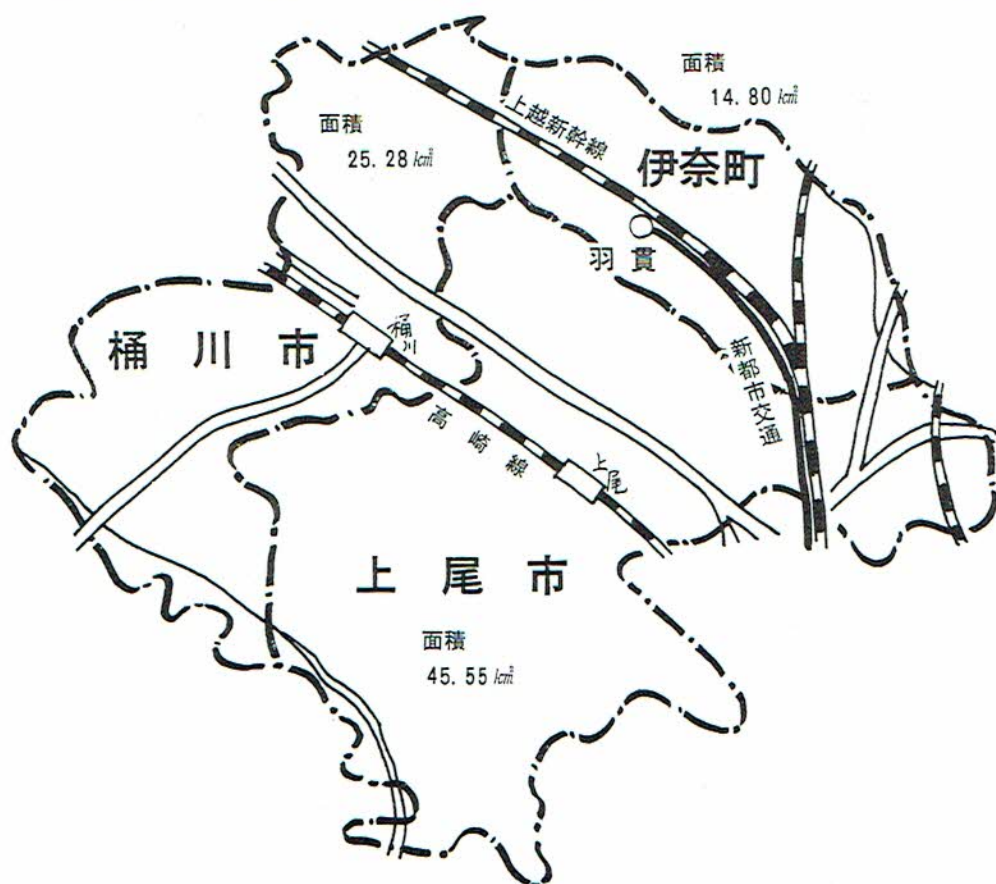
▲伊奈町制施行記念公園－伊奈町
野球場は夜間照明完備



▲城山公園－桶川市 夏になるとプールは子供達の歓声に包まれる

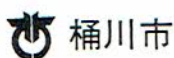
埼玉県行政書士会上尾支部の益々のご活躍と、行政書士業務を通じ、地域社会の発展に貢献されることを期待します。

上尾市長	荒井松司	桶川市長	上原栄一	伊奈町長	小林昭一
助役	小池甫	助役	奥山昌美	助役	守屋宣夫
収入役	荒井幸敏	収入役	井上晃一	収入役	八木橋弘峰



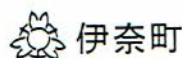
人口(平成5年3月1日現在)

総数	202,306人
男	102,785人
女	99,521人



人口(平成5年3月1日現在)

総数	71,206人
男	35,803人
女	35,403人

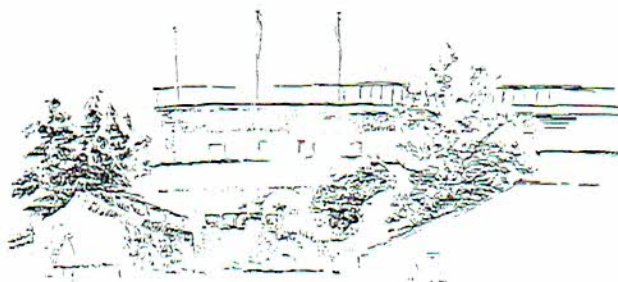


人口(平成5年3月1日現在)

総数	28,482人
男	14,333人
女	14,149人

目 次

ふれあい広場 上尾支部管内の主な公園		1
支部長インタビュー	支部長 長島 敬一	4
上尾支部事業報告		6
宅地化農地の減税手続、上尾支部の取組経過報告	友光 富雄	7
誌上実務研修 ゲーム機設置営業許可申請	石倉富美子	8
会員の広場		
相続税土地評価のポイント	斎藤 保	10
ある交通事故死の遺産相続	太田 信夫	11
車庫証明について	鈴木 隆博	11
業務研修会「簿記教室」を担当して	福田 安伸	12
宅地化農地の減税手続取り組みに参加して	岡野秀之助	13
赤城研修旅行に参加して	木村 意久	13
出生率の低下に思う	三沢 康秀	14
追 想	岡部 忠嗣	15
こんなはなし あんなはなし	友光 富雄	16
「論語」に学ぶ	鈴木 勝	18
話して通じあった喜び		
—実力以上に発揮した中国旅行—	長島 敬一	19
通 信		21
ダイヤルメモ		21
特別研修会内容抜粋「会社設立時の注意点」		22
会員消息		23
役員一覧（平成5・6年度）		24



企画力・粘り強さ・責任感で

業務の拡充と地位の向上を…

支部長 長 島 敬 一

上尾支部の歴史

編集 支部が発足してどのくらいですか。

支部長 昭和48年12月、大宮支部の組織発展のため、上尾、岩槻、埼玉の3支部が独立しました。上尾支部は上尾市、桶川市、北本市、伊奈町で構成することになりましたが、当時の会員は全部で6人でした。宮原駅前のレストランで今後の方針を話しあい、役員はくじ引きで決めることになり、私は副支部長になりました。

当時は行政書士の知名度が低く、仕事らしい仕事もないまま1年が過ぎました。埼玉会の総会その他の催物に参加したり、毎月1～2回行われる埼玉会の有志による他県支部の見学会にも加わりました。文字通りの手弁当でしたが毎回10～15人が参加しました。そこで大いに刺激を受け、上尾支部も何とかしなければと真剣に考えるようになりました。

昭和50年4月に支部長を仰せつかり、上尾支部の業務の発展に力を入れてきました。その後北本が熊谷支部から独立した鴻巣支部に移り今日に至っています。夢中でできましたが、早いもので支部長になって18年になりました。

外国人登録も行政書士の業務

編集 行政書士業務は範囲が広いようですが、上尾支部の会員の傾向というようなものがありますか。

支部長 昭和46年に建設業許可制度が導入され、従来は登録制だった建設業が許可制になりました。これに前向きに取り組むことになり、支部に建設部会を作り部会長の畑田先生を中心に研修会を重ね、報酬額を決め、P Rのピラを作って業者にアプローチしたりし



ました。今では行政書士の業務として定着しています。

その後、社会保険、風俗営業や飲食店関係などの業務に取り組みました。車庫証明業務も加わりました。上尾支部には税理士や社会保険労務士を兼業している人が多いので、法人部会を作り会社設立業務、会計記帳業務なども研修して業務に加えることができました。

支部の中には土地家屋調査士など農地法に精通している人が少ないのですが、今後は農地法に関係する開発業務、風俗営業関係など現在ある8つの業務部会を実情に合わせて生かしていきたいと思っています。また、国際化に向けての出入国管理、在留資格業務、外国人登録などの新しい業務にも取りくんでいくつもりです。

編集 外国人登録業務についてお聞きしたいのですが。

支部長 4年ほど前、入管法の施行規則の中に取次ぎ行政書士が在留外国人本人に代っ

て入管の諸手続きをすることができるようになりました。在留資格の変更、在留期間の更新、留学生の再入国の手続き、3か月以上日本にいる外国人は外国人登録が必要ですがその代行などです。パスポート申請の代理申請（受領は本人）も業務の一つです。将来は支部でも研修して取り組みたいと思っています。

行政書士の業務は豊富

編集 行政書士の資質として大切なことは何ですか。

支部長 行政書士の業務は法律の数だけあると言うように、取り組み方によっては無限だと言っても過言ではないと思いますが、窓口が広いだけに実務をこなすのは容易ではありません。自分の業務経験を生かして確実な仕事をしながら、少しずつでも新しい仕事に挑戦して業務内容を拡大していく気持が必要ですね。依頼者の気持を尊重し、初めての仕事でも役所の窓口や参考書を調べて取り組む意欲があるかどうかのポイントです。

特にものの考え方や企画力、粘り強さ、責任感のある人が向いていると思います。仕事に貪欲に取り組む気持があれば大概のことはこなすことができます。

行政書士の仕事は許可や認可、届出等が中心ですから、申請者の履歴、住所、戸籍などで人物をとらえること、もう一つは財産、土地建物の権利、所有関係を把握すること、営業関係は決算書、事業の概況書などでわかります。そして、資格の有無を確認することがポイントです。これらが揃えばどの業務も大体同じです。

また、いろいろな角度から見極めれば、依頼者の要求に応じることができます。これは業務経験を積むことによって会得できます。司法書士、税理士などとタイアップしたり、同業者と協力することも大切です。

考え方、積み上げ方がわかれば、仕事は豊富にありますからやり甲斐のある仕事です。

地域の特性が業務にも反映

編集 上尾支部の特徴はどうでしょう。

支部長 上尾支部は地理的に埼玉県中央に位置しているので、隣接都県の同業者と競

合することが少ない分刺激も少なく、割合おだやかにやっています。ですから人間関係や親睦などはいいのですが、仕事に貪欲に食らいついていくとなると多少弱い面も出てきます。このような地域の特徴からも開発業務、農地の転用、風俗営業など単発の仕事は、鋭く営業活動をしなければならないので、取り組む人が少ないのかもしれませんが。上尾支部の会員数は近年殆ど変わりませんが、業務が鋭く発展すると会員も増えるようです。

業務部会の活性化を

編集 これからの支部運営のビジョンをお聞かせください。

支部長 上尾支部は上尾、桶川、伊奈の三市町の集まりですから、各行政区域に運営委員を置いて行政とパイプを密にした責任運営を行ない、それを上尾支部としてまとめていく立体的な運営が出来るとよいと思っています。上尾、桶川に続いて伊奈にも行政書士の相談室を設けたいですね。

業務の面では、従来からある業務部会を再編成して委員会をつくり、活性化していきたいですね。三つめは、会員の親睦に重点を置くことです。行政書士は業務内容が広いため共通の部分が少ない面もありますが、趣味を中心にクラブを作ったり、親睦旅行には家族や補助者も参加できるようにしたいですね。

機関誌にも自由に投稿してもらい、連帯感や融和をはかりたいと思っています。

編集 業務の話に熱が入り、支部長さん個人のことをお聞きする時間がなくなってしまいました。自由にできる時間があつたらどんなふうに過ごしたいですか。

支部長 私は子どもの頃から好奇心が強く何にでも関心が強いので、趣味ややりたいことは沢山ありますが、忙しいので囲碁など時間のかかることは無理ですね。旅行を兼ねて写真を撮ったり、比較的手軽にできる卓球をしたいですね。今一生懸命になっているのは中国語です。

編集 含蓄のあるお話をありがとうございました。

上尾支部事業報告 (主要)

(平成3年9月～平成5年4月)

年月日	項目	内容	年月日	項目	内容
3. 10. 1 ～31	行政書士監察PR 月間	ポスター掲示(市 及び公共施設)	4. 7. 10	研修会	「平成5・6年度 入札、経審」
10. 6	一日研修旅行	太平記の里 (はとバス)	8. 30	ビールまつり	於旬武蔵野商事 会議室
11. 1	機関誌発行	こだま7号	9. 11	研修会	「古物商」 講師 木村意久
30	忘年研修旅行	山中湖、忍野八海 (はとバス)	10. 1 ～31	行政書士監察PR 月間	ポスター、チラシ 配布
4. 1. 10	新年の集い	税務研修、懇親	10. 9	研修会	「飲食店、風俗営 業」講師 渡部 廣
2. 10	青年部スタッフ届	福田安伸	11. 10 ～12.末日	宅地化農地の課税 軽減手続代行業務	
3. 5	県下支部長会議		28	埼玉県行政書士会 中央ブロック会議	大宮支部
17	住民相談担当者研 修会	主催 上尾市	12. 5	忘年研修旅行	柴又帝釈天、矢切 の渡し
26	埼玉県行政書士会 中央ブロック会議	於イコス上尾 当番支部	5. 1. 8	新年の集い	税務研修、懇親
4. 4	レクリエーション	東京下町散歩 (王子一栗鴨)	3. 18	住民相談担当者研 修会	主催 上尾市
5. 8	定時総会		27	県下支部長会議	
13	簿記教室開講式	於上尾福祉会館 (以後毎月1回、 計8回)	4. 3	レクリエーション	川越喜多院、市内 巡り
23	県総会出席	代議員			
6. 21	特別研修会	「会社設立時の注 意点」 講師 平井清作氏 (浦和公証人)			



▲特別研修「会社設立時の注意点」
於 上尾福祉会館会議室



▲行政書士会上尾支部の看板を、木村意久会員宅の敷地(上尾警察署前)に立てさせてもらう。尚これは埼玉県行政書士会から補助金を得て作成したものです。

平成5年度上尾支部定時総会



▲来賓の矢部克
上尾市議会議員



▲来賓の青木俊文
埼玉県議会議員



▲来賓の柳井真太郎
上尾市議会議員



▲事業報告をする
長島敬一支部長



▲来賓の荒井松司
上尾市長



▲平成5年度定時総会

●●●● 宅地化農地の減税手続、上尾支部の取組経過報告 ●●●●

生産緑地法の改正により「宅地化する農地」を選択した場合、宅地並の税金が課せられることになりました。しかし、「計画的な宅地化」を図った場合には平成4年12月末日までに申請すると固定資産税、都市計画税の $\frac{9}{10}$ の額が3年間軽減されます。この手続に支部も取り組むことになりました。その経過は以下のとおりです。

平成4年

- 11月6日 役員会で検討協議する
- 11月8日 担当者による打合せ
- 11月11日 支部役員会で協議、原案了承
- 11月12日 農協岸井組合長に申し入れ、了承を得る
- 11月15日 チラシ作成

- 11月16日 J A説明会に参画PRする（上尾、大谷、平方、原市各支店）
- 11月17日 支部希望者協議会（役割分担、経費及び分担金等申し合わせ）
- 11月18日 J A説明会に参画PRする（上平、大谷各支店）
- 11月19日 上尾市・J A各支店挨拶回り
- 11月20日 上平地区説明会に参画PRする
- 11月24日 各地区の区画整理事務所にチラシ配布依頼する
- 12月6日 シ配布依頼する
- 平成5年
1月8日 上尾支部役員会において取組報告（取扱数101件）

（友光富雄）

ゲーム機設置営業許可申請

平成5年正月4日、当事務所の年中行事である成田山への初詣から帰宅してみると「ゲームセンター」の許可を至急とってほしいという業務依頼の電話が入っていた。上尾市内のある大型店舗内の一角139.45㎡でゲーム機32台という規模である。

私に直接業務の提供をして下さった日頃お世話になっているある機関の方が、警察署の防犯課に業務の代行をしても良いかと伺いをたてたところ、「行政書士業務」なので、行政書士に依頼するように言われたのでお願いしたいという事であった。

私とて新年早々大変有難いお話ですが、今迄に一度も手がけた事はありませんでしたので少々お時間を戴き、その間、風俗営業法はもとより「許認可実務全書」等の参考資料で予備知識を得てから、「よし挑戦してみよう」という事でお受けした次第です。

風俗営業は県の公安委員会の許可が必要で、窓口は、その場所を受持つ警察署の防犯課であるため、上尾警察署の防犯課へ申請に必要な添付書類等のご指導を戴きに行った。

まず、次のいずれかに該当する場合は、許可を受けることは出来ないという事でした。

(1) 申請者に関するもの

- 禁治産者、準禁治産者又は破産者で復権を得ないもの。
- 1年以上の懲役若しくは禁錮の刑に処せられ、又は一定の罪を犯して1年未満の懲役若しくは罰金の刑に処せられ5年を経過していないもの。
- 集団的に又は常習的に暴力的不法行為その他一定の罪を行うおそれのあるもの。
- 精神病患者又はアルコール、麻薬、大麻、あへん若しくは覚せい剤の中毒者。
- 風俗営業の許可を取り消され又は許可の取消処分を逃れるため許可証を返納した者で、取り消された日又は返納した日から5年を経過していないもの。
- 法人の役員で前記のいずれかに該当するものがあるもの。
- 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者。

(2) 構造・設備に関するもの

- 営業の種別に応じ一定の基準（面積、照度）等に適合しない場合。

(3) 場所に関するもの

- 第一種地域に該当する場合。
- 第一種以外であっても一定の距離内に、学校、病院等の保護施設がある場合。

添 付 書 類

共 通	営業の方法を記載した書面	
	営業所の使用について権原を有することを疎明する書類	
	営業所の平面図及び営業所の周囲の略図	
個 人	※ 最近5年間の略歴書	
	※ 住民票（外国人登録証明書）の写し	
	警約書	
	※ 禁治産者等でない旨の市町村長の証明書	
	※ 診断書	
法 人	定款及び登記簿の謄本	
	役員	上記個人に係る※印の書類
		警約書
管 理 者	上記個人に係る※印の書類	
	警約書（2種類）	
ぱちんこ屋等にあっては、設置する遊技機に係る書類		
そ の 他		

注：申請書類及び届出書類は、正副2通提出します。

場 所 の 制 限

第1種地域	第1種住居専用地域、第2種住居専用地域、住居地域（国道の路端から30メートル以内を除く。） 新座市、川越市等の一部
第2種地域	第1種、第3種及び第4種地域以外の地域
第3種地域	商業地域（第4種地域を除く。）
第4種地域	大宮市の一部、川口市の一部

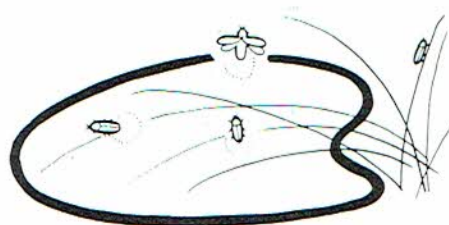
以上、許可申請に当たっての重要なポイントを述べてみました。なお必要な添付書類は別表のとおりである。

今回風俗営業（第8号ゲーム機設置営業）の許可申請手続を終えて感じた事は、警察署の窓口ではっきり「行政書士業務」ゆえ、行政書士に依頼するようご指導下さった事に感

謝すると共に、行政書士としての責任の重大さを感じずにはられません。

そうした行政書士としての職責をまっとうするためにも日々研鑽を重ね、資質の向上に務めなければならないと、あらためて痛感した次第である。

会員の 広場



相続税土地評価

のポイント

副支部長 齊藤 保

平成4年の税法改正により地価税が創設され、「財産評価基本通達」は相続税、贈与税、地価税の評価に適用されることになった。上尾市、桶川市の市街化区域内の田、畑、山林、雑種地の評価は、平成4年分以後は路線価方式による宅地評価である。従って田、畑、山林、雑種地については自用宅地評価額から宅地造成費を控除して計算することになるが、ここでは単に宅地で説明する。

宅地は繁華街地区、普通商業地区、普通住宅地区等に区分されているため、宅地を上下に分けて考える必要がある。即ち、宅地の表面部分を借地権又は地上権と言い、宅地の下の部分を底地そこちと言う訳である。結局、自用宅地なら地主が借地権と底地を所有しているのさらちで更地である。貸宅地なら建物の名義人が借地権を所有し、地主は底地だけを所有するので、借地権と底地は別々に評価することになる。路線価方式による評価とは、宅地に面する

道路に付けられた路線価額を基として、その宅地が道路に接している状況や形状などに応じて奥行価格補正（道路からの奥行距離により価格は減てい減する）、側方路線及び二方路線影響加算（道路数が多い分だけ価格は増加する）、不整形地補正（形が悪い分だけ価格は減少する）などの画地調整を行って評価する方式である。

特に留意すべきは次のことである。

①宅地の評価は1画地ごとに評価する（即ち、利用の単位となる1区画の宅地のことで、必ずしも1筆とは限らず、2筆、3筆の宅地からなることもある）。

②所有する宅地を自ら使用している場合には居住用、事業用にかかわらず、その全体を1画地の宅地とする。

③宅地に面する2つ以上の路線価がある場合には、奥行価格補正率を乗じて計算した額の高い方を正面路線価とする。

④奥行距離は正面路線に対し垂線的な距離による。奥行距離が一樣でないものは平均的な距離による。

⑤不整形地の場合の奥行距離は「不整形地の面積をその面する間口距離で除して得た数

値とする」ので、計算が容易になった。

これを読み少しでも正しくご理解いただく
糧となれば幸いである。

ある交通事故死 の遺産相続

監事 太田 信夫

貨物運送業者の交通事故死の経過と、それ
について感じたことを述べる。

貨物運送業者は、還暦を境に第二の人生の
出発点として、丙倉庫に就職を決めていた。
その3か月前、茨城県内の国道交差点を、4
トン貨物を運転して通過しようとして、11ト
ンダンプに接触し、即死した。

甲には子供はなく、両親は死亡していた。
配偶者と兄弟姉妹の3名が生存しているため
法定相続人は4名となっていた。

甲死亡による交通事故保険金請求に際して、
法定相続人全員の押印が必要であったが、兄
弟姉妹の内1人が押印を拒否した。保険金の
うち、押印拒否者の法定相続分に当たる金額
を保留として、他の押印したものの分にあた
る金額のみを請求した。甲所有の居住用不動
産については、死亡後2年になろうとしてい
るのに、未だ甲の配偶者名義に相続登記の手
続ができず、相続人に交渉中の状態である。

以上述べた交通事故において、相続人の1
人が遺産協議分割に応じる意思が全くなく、
居住用不動産の相続登記をするのに困難な状
態を生じている。第一順位の子供がいない夫

婦においては、遺産協議分割の困難な状態を
回避することと、配偶者の今後の補償を考慮
し、公正証書遺言の必要性を検討することが
重要である。

車庫証明について

鈴木 隆博

「行政書士に車庫証明をしてもらうとどん
なメリットがあるのか。うちのセールスマン
にってもらうのとどう違うのか」これは私
がこの仕事を始め、いくつかのディーラーを
まわっていた時に、ある所長にいわれた言葉
です。私はこの時少し返答に困りました。確
かに行政書士が行なっても普通のセールスマ
ンが行なっても許可がおりる日は同じです
から、一見特別なメリットがないようにも思
えます。ではどうすればディーラーにとって行
政書士に頼んだほうがメリットがあると思っ
てもらえるだろうか、と私は自問しました。
そしてその時に自分なりに考えた事が現在こ
の仕事をこなすうえでの自分の目標でもあり
努力している点でもあります。ではそのいく
つかをこれから書いていきたいと思います。

第一の点は正確さです。ディーラーから書
類を預かると現地を見に行きます。車を置く
場所、スペース、地図など正確かどうかチェ
ックします。自分で修正できる点は直し、疑
問な点があればディーラーに尋ねる、そうす
ることによって書類をさらに正確なものにす

ることができます。ディーラーにとって書類が却下されることは、納車の遅れにつながりますから大変です。ですから行政書士に頼めばその心配が少なくなることはディーラーにとってメリットになると思います。

第二の点はスピードです。ディーラーとしてはできるだけ早くお客様に車をお届けしたいと考えています。その同じ精神を自分のうちにもつことは大切だと思います。私は現在ポケットベルを用いて仕事をしています。ですからディーラーから依頼があればすぐに対応し、できるだけ早く提出できるようにしています。そしてその書類がでる最短の日を予想して忘れずに取りに行くようにしています。セールスマンの場合、車を売ることが本業ですから提出はできても、その書類が出る日に別の仕事があって取りに行けないことがあります。その点私達はその日に必ず取りに行けるわけですから、これもディーラーにとってメリットではないでしょうか。先日もあるディーラーのセールスマンから「もうこの書類でたの。やっぱり行政書士に頼むと早いね。」と言われてとてもうれしく感じました。

第三の点は正直さです。自分自身がいつも正直に振る舞えば警察の方からも信頼されます。ある警察では書類を提出すると一番最後のほうの地図や承諾書などを見るまえからスタンプを押していきます。もちろん最終的にはすべて確認しますが、この行政書士が出すものは間違いがないと信頼して下さっているようです。これは大変うれしいことです。

これからもこうした信頼を裏切らないためにも、いつも正直にふるまっていきたいと思います。

これからも誠実に仕事をして行くことにより、やっぱり行政書士に車庫証明を依頼してよかったといわれるよう頑張っていきたいと思います。

業務研修会

「簿記教室」を担当して



事業部長 福田安伸

今年度上尾支部で行なった研修会は、地縁団体登録、法人設立と類似商号、建設業許可と入札手続き、古物商許可、税務研修等々盛りだくさんの中、とりわけ特筆すべきものは通年で行なわれた簿記会計の研修会である。

個人事業者においても平成5年度の青色申告の際（申告は平成6年2月から3月）、貸借対照表の記載が義務づけられた為、我々行政書士も正規の簿記の原則の基本から勉強しなす事が必要であろうとの見地から今回の研修会を開催したのである。

講師は、斉藤保先生を中心に太田信夫先生、綿永一雄先生、長島敬一先生といったベテランの先生があたられた。

「ベニスの商人」の逸話で簿記のはじまりから今日に至るまでを楽しく解説され、クイズ形式で受講者をやる気にさせながら講義された斉藤先生、続いて実務中心に取引や科目の内容について太田先生、綿永先生より詳細

な講義のあと、税務署での実務経験を生かしたおもしろいなかにも少しビックリの長島先生の講義で一年を締めくくった。

この講義を受けて、普段はコンピューターで会計処理をしている場合等あまり簿記会計のしくみについて考えずに行なっている事が多く、たいへん楽しく又、ハッとさせられることの連続で有意義な研修会となり、受講者から「これで次回の確定申告はバッチリ。」との声が寄せられ、この研修会のお世話ができて私自身も大満足である。

宅地化農地の減税手続 取り組みに参加して

副支部長 岡野 秀之助

生産緑地法の改正により、各農家の市街化区域の農地に宅地並の税金が課されることになりました。しかし、平成4年12月末日迄に所定の手続きをすれば、税額の10分の9が軽減されるという特別措置がとられ、この手続業務に当支部も取り組むことになり、私も参加しました。

市当局との交渉をはじめ、具体的に集約される市内各単位農協の説明会にも足を運びました。当支部独自で「申請手続引受け」のチラシを作成し、会場で配布と説明を行ない、行政書士会の業務拡大、PRの一翼に協力することができました。

尚、この業務は支部員全員にアンケート方式で希望を募り、希望した者10名で実務者の

会合を持ち、ピラの作成、報酬額の協議、研修などの全てを行ったのが特徴です。

今後も新しい業務が出てくると思いますが、今回の取り組みを参考にして進めていくことが大切だと思います。

赤城研修旅行に 参加して

理事 木村 意久

赤城山は上州を代表する山のひとつだ。赤城山は複式火山で、山頂部は黒松山、駒ヶ岳、長七郎、鈴が岳、荒山、錫割山、地藏岳などとなり、赤城山という名称はそれらの総称である。昨年7月、その南面にある滝沢館で研修を行った。

参加予定10名であったが、当日綿永先生が中止、福田先生も前日腰を痛められ欠席となり少々さみしい旅となったが、福田先生から缶ビールやおつまみの差し入れをいただき、それをもって電車に乗り込んだ。

高崎につくと駅前には広々として、目ぬき通りは街路樹が生い繁りすがすがしい。高崎まで旅館のバスが迎えに来てくれ、途中、参道の松並木の美しい赤城神社に参拝。赤城神社は他にも何ヶ所かあるが、ここが総本社だという。樹齢何百年かの杉の大木に昔をしのび、神社の前で支部長さんが名カメラマンぶりを発揮して記念撮影をし、次は赤城山滝沢不動尊へと向った。

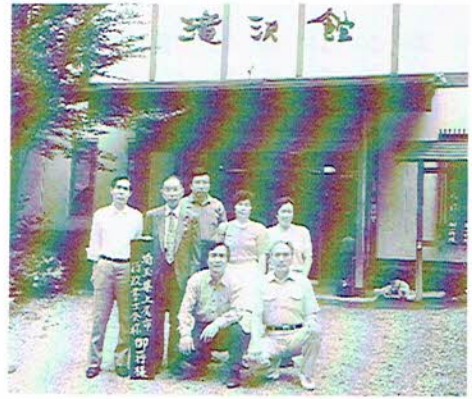
大きな岩に囲まれた小さな祠にはひっそり

と不動尊が祀られている。杉木立の下には苔むしたお地藏様が何体も列をなして祀られている。岩から流れ出している清水で手を清めて参拝し、心洗われる気分だった。住職さんが「どちらからおいでですか」などと気さくに話しかけられ、お茶とさつまいもを振まってくれた。おいしくいただき、人情味溢れるお心づかいに感謝しながら別れを告げてバスに乗った。

目的地の滝沢館についたのは3時頃だったろうか。休む間もなく不動大滝へ行く事になり出発した。なぜか旅館の飼犬が私達の道案内でもするかのように同行する。澄み切った空気と緑の山々を歩き、山野草を見たり、大自然の景観の美しさに心をうばわれ、山の空気を存分に吸い満喫した。山に登ってようやく沢に出た。沢にはきれいな水が流れている。せせらぎを聞きながら倒木や岩の上をとんで沢を渡り滝にたどり着いた。滝壺の近くに立ってしぶきをあびながら、つきることない滝に我を忘れ感動し、カメラにおさめ暫らく暑さを忘れさせてくれた。

宿に戻ったのは6時過ぎだったろうか、お風呂に入り一日の疲れをいやし、冷たいビール、山菜料理に舌鼓をうった。夕食後はロビーに集り、支部長さんから書類の書き方、お客さんとの接し方などいろいろアドバイスを受け、皆それぞれ体験談などを話し合っただけの経つのも忘れ、12時過ぎまで語り合っただけだったのは1時過ぎだった。

翌日、旅館のバスで4月に開園したばかり



◀赤城山麓滝沢館にて

の群馬フラワーパークに立ち寄り、珍しい草花やきれいに整備された園内を見学して帰路についた。

山歩きの好きな私にはほんとうに有意義な研修旅行であった。今年もどんな研修旅行を企画して下さるか楽しみにしている。

出生率の低下に思う

三 沢 康 秀

生活大国の構想を公約として掲げた宮沢首相は、その実現のために経済審議会に諮問をした。経済審議会ではその答申として「生活大国」を「豊かさゆとりを日々の生活の中で実感でき、美しい生活環境の下で簡素なライフスタイルが確立された社会」としている。1992年6月新経済5ヶ年計画を閣議決定し、現在その計画の半ばであるが、計画に対する進歩は遅々としている感がある。計画では企業中心経済から生活中心の経済運営に切り替えて27項目に及ぶ整備目標を設定しているが、このうち年間総労働時間1800時間の達成や、東京をはじめ大都市圏で勤労者世帯の平均年

収の5倍程度を目安に良質な住宅の取得を可能にする等々、遙に遠い現実を考えている昨今であるが、更に心に掛かることは、此のような「生活大国」実現のための担い手である人口年齢構成に問題がある。

出生率低下は1991年の女性一人当たりの平均出生率は戦後最低の1.53人であり、減少傾向は続いている。1930年代には4.71人、1950年代に3.65人、1974年以降は2.1人を下回っている。このことは1970年までの国勢調査の結果にも見られて、20代後半での未婚率は男性40%台半ば、女性は20%弱でほとんど変化はなかったのに1975年以降大きく上昇し、1990年には男性64.4%、女性40.2%と急激に非婚化が増加している。従来から日本は先進諸国の中では婚姻率が高く、一生に一度は結婚する皆婚社会であった、非婚化が進むことによって「将来推計人口」は平均出生率1.53人という低い合計特殊出生率が今後800年も続けば、日本民族は地上から消滅することにもなりかねない。そのような遠い先のことよりも、世界で最も高令化した社会となりつつあり、15才～64才までの生産年齢人口の極度の減少は、日本経済の活力に大きな問題点を抱えている。

或る新聞の世論調査によると、女性の70%が子供の数の減少傾向を心配している半面、生き方が多様化しているので悩みも広範囲であって、育児は最高の仕事と考える一方で、個人としては社会で活躍したいという思惑もある。教育費などの経済的負担、住宅の確保

や狭隘など、それに仕事と育児を両立させる環境の未成熟などの背景も見逃せない。

家庭に、学校や公園に、次代を担う子供達の明るい声が沢山に聞かれるようになって欲しい。「生活大国」の公約は構想でなく一日も早く「豊かさゆとりを日々の生活の中で実感できる」そんな社会になれば出生率の低下も無くなり、将来我が国は人口の面で心を痛めることもないだろう。

追 想



理事 岡部 忠 嗣

行政書士会上尾支部本年度最後の春のレクリエーションは、桜の花見を兼ねて川越方面を企画して戴きました。私は1月から色々と業務に追われて大変ご無沙汰いたし、先生方に御迷惑をお掛けして居りましたので、今回は万難を排して出席することに決めました。だが、今回に限り案内の手紙を紛失してしまい、上尾の集合時間を間違えて時間より約30分も早く上尾駅についてしまいました。大体午前8時50分頃と思います。

9時になってもどなたも見当りません。何時も遅れ勝ちの私ですので、之はしまった、皆さんはもう行かれてしまったと思い込んで桶川駅迄の切符を購入、改札を出ようとしたら誰かが肩をたたきます。振りかえって見ると木村先生でした。そこで集合は午前9時30分だと聞きほっとしました。其のうちに

友光先生、支部長の長島先生を始めとして他の先生方もお見えになり、川越迄の切符を渡されました。

川越の散策は先ず喜多院の桜を觀賞しました。皆様は徒歩にて散策と云うことでしたが、私は足が悪い為、タクシーにのって喜多院にて待っていて下さいとのことでした。3日は土曜日と非常に好天に恵まれて、喜多院に私が到着しました時は、境内は貸ゴザを敷きつめていっぱいとなり、大変な人出となって居りました。

桜は満開でした。私は一人でしみじみと桜見物をしているうちに約60年前のことが思い出されました。熊谷商業高校当時、熊谷の土手でバザーが毎年開かれました。当時私は食堂の担当でしたが、夕方になって売上金と食券の金額とが合わなかった為上級生と先生に叱責され、晩の10時迄かかってようやく計算が合ったことがありました。

騎兵第一連隊に入隊して表門の歩哨に立たされていた頃の歌の文句「一人しょんぼり歩哨に立てば 花見帰りの女学生 それに見とれて欠礼すれば 一寸二十日の重衛倉」を思い出しました。又、戸山の射撃場に実弾射撃に行きますと軍隊用語で「チコンカン（一発も当らなかったを言います）」が中隊で2名乃至3名います。よく命中して当たった戦友は皆乗馬で帰営しますが、チコンカンの方は新宿の大通りを曳馬をして帰営するのです。その哀れな姿を想起しました。こんなことは永山の一角で、ほんとうに恥をかくことが多

かったことを思い浮かべ、喜多院の境内をゆっくりと散策いたしました。

境内の席がない程しきつめられたゴザの上で、吞んで歌って、踊っている姿を見まして、自分も一緒に日本の平和な桜の花見が出来たことをうれしく楽しく思いました。昔から言われているところの「花は桜木、人は武士」と云う様に、花は多勢の方々に笑いを持てよいかを感じてくれます。桜を見て怒る人は居りません。今回の企画を立ててくれた方々と長島先生に対して深甚なる敬意と感謝を申し上げます、と同時に、明るく朗らかに今後も余生と仕事も献身的に努力して行きたいと思っております。3日の日はほんとうに素晴らしい花見でした。

最後に、皆様の健康のことお祈りいたしまして追想とします。



▲喜多院は花見客でいっぱい

こんなはなし

あんなはなし

総務部長 友光 富雄

その1 「テレビの泉」をまねて、東京都庁の第一庁舎と第二庁舎の間にある人工池

「水の宮殿」に投げ込まれる硬貨が、最近めっきり少なくなっている。コインは、ほとんどが一円玉で、一時は池の底が白く見えたほど。

都庁が移転した平成3年は、9ヶ月で一万五千七百八十円集まり、財団法人・東京善意銀行を通じて福祉に寄付した。だが、昨年は一万六千八百八十二円。今年は、正月に初もうで気分から五千円札が入っていたが、年収は八千円程度まで半減しそうで、都では「不況のせい」と首をかしげているとか……。

その2 自然にかえる

中国社会の一断面。上海市民392人が、137柱の骨箱を胸に船で沖合へ出、汽笛の鳴るうちに身内の遺灰を海にまいたとのニュース。故人を大自然のふところに送り返すのだそうである。

漢書によると「葬」は「葬」とも書き「死体を草むす土の中に隠し去ること」とあり、土葬が最も自然な発想のようである。人は、肉体と魂魄二つの靈気からなり、魂は天からきて天に戻り、魄は地に由来して地に帰る、とあった。

陶淵明も「挽歌の詩」に

死し去れば 何のいうところぞ

体を託して 山河に同じくせん

つまり「むくろは化し山の土となろう」と詠んでいる。

もちろん、土葬のほかには火葬もあれば、地域によって風葬、鳥葬、水葬もある。

中国政府としては、1956年から火葬を原則

としているものの、地方へ行くほどいまでも土葬が多い。「焼かれたんでは、熱くて困る」そうである。それがここへきて、一部にしる「散葬」が出てきたのである。

周恩来夫妻の骨灰は、遺言によってともに、二人が知りあった天津にまかれた。

92年6月死去した李先念政協主席の場合は、かつて革命運動を戦った祁連山に、上空から散布されている。

お墓を作りお骨を大切にするのは儒教だそうである。そうした意味あいからすれば、いまや脱儒教の、伝統的な大自然にかえる新たなあり方が模索されているようだ……と。

その3 ビルの屋上に緑の庭園

コンクリートの広がる都市空間に、緑のじゅうたんを敷きつめたようなビルが増え始めた。企業を中心に始まった屋上緑化の動きだ。屋上に土を盛り、芝生を張り、樹木を植えるなどして“空中庭園”を作るのが、今ちょっとしたブームになっている。

東京・市ヶ谷の大日本印刷の市ヶ谷工場。大正末に建てられた工場の屋上約1,800平方メートルを緑の空間とし、梅、桜、フジなど20種600本の樹木が植えられており、昼休みには従業員の「憩いの広場」としてにぎわっている。都心部には屋上を庭園化したビルが目立ち始めている。

“屋上庭園”の発想は、土地の少ない東京では30年ほど前から芽生えていた。しかし、重い土壌を樹木が繁茂できるほどの厚さに盛るには、ビル自体の構造を強化しなければな

らず、ビルの建築時から特別の設計を必要とした。

しかし、この数年で事情は一変、ビルへの負担にならない軽量土壌の開発、豪雨などの雨をため込まない排水や、樹木の根がコンクリート部分を突き破るのを防ぐ防根シートの改良など、既存のビルでも比較的手軽に屋上を緑化できる技術が普及してきたのだ。国・建設省も昨年、環境に対する優しいビル造りを目指し、低利融資などを盛り込んだ「エコケアビル構想」を発表した。

ところが、バブル経済の崩壊で経費の方がままならなくなったというのが現状。屋上緑化の費用は、一平方メートルあたり、芝生3万～5万円、樹木なら7万～10万円かゝるとか。屋上緑化の普及は、今後の景気次第という一面もあるようだ。

—最近の新聞等の話題から—

「論語」に学ぶ



経理部長 鈴木 勝

上尾商工会議所主催による「能力開発学院」に参加しました。平成4年7月から平成5年3月までの全18回の講習会です。受講資格者は市内の中小企業の経営者、従業員で40人位が受講しました。主旨は、日本経済がバブル破綻により、企業経営も厳しい環境に置かれています。この不透明な時代を生き抜くための知識、技術を学ぼうということで、諸々の

分野の講師陣を迎えての講義です。

私が興味深く聴いたのは、中国文学者守屋洋先生の「リーダーの条件、三国志、孫子の兵法、論語に学ぶ」です。特に論語は、「西のバイブル、東の論語」といわれるほど、昔からたくさんの人に読まれてきました。「論語」は孔子の言行録です。孔子の関心は、一貫して人間および人間社会に注がれています。それは現代の社会にも脈々と受けつがれています。

肥り気味で、健康とド忘れが激しい小生に気になるくだりを紹介してみます。「子曰、飽食終日、無所用心、難矣哉、不有博奕者乎、為之猶賢乎己。」(子曰、飽食終日、心を用うる所なきは、難いかな、博奕なるものあらずや、これを為すはなお已むに賢れり)

一日中食べてばかりいて、頭を使おうとしない者は、まったくどうしようもない。双六や囲碁などの遊びもあるではないか、そんなものでもしていた方が、何もしないでいるよりもはるかに勝っている。

頭は普段から適当にトレーニングしておかないと使いものにならなくなってしまう。40を過ぎるとボケも出てくる。できればもっと高尚な趣味でも持ったほうが良いが、パチンコでも麻雀でも、しないよりはましである。ほんのくだけりですが、人間と知恵とを語り尽す「論語の人間学」、事あるごとに紐解いて、生きる指針として学びとっていききたいものです。

話して通じあった喜び —実力以上に発揮した 中国旅行—

支部長 長島 敬一

「中国語学習者、北京・大連の旅」。日中友好協会の機関紙「日本と中国」でこの見出しを見た時、私はたまたまなく“中国へ行って中国語を話してみたい”と思いました。昨年7月から習い始めた中国語。最初は“挨拶程度が出来るようになれば…”とっていました。しかし、学習しているうちに意欲的になって“相手の話を少しでも聞き取りたい”“自分の気持を表現出来るようになりたい”という気持が強くなっていった時でした。

参加者は、今年度中国語全国弁論大会上位入賞者と審査委員長、日中国交正常化20周年女性シンポジウム参加者など10名でした。参加したい気持と逆に、自分の実力では荷が重すぎるのでは、足手まといになりはしないか等躊躇しましたが、折角のチャンスでもあるし、本部役員からも“今までに中国に行ったことがあるのなら大丈夫”と勧められ、勇気を奮って参加することになりました。単なる観光旅行ではなく“中国語学習者の一員としてプライドを持たなければ”と、今迄に習った中国語を実際の場面で応用出来るように整理し、真剣な気持で出発の日を迎えました。

「北京・大連の旅」は、今迄に体験した多くの外国旅行と違い、中国語を話しながら自分自身で旅してきたというのが実感です。ま

た、「言葉がどんなに人と人をつ結びつけ、気持を豊かにするものであるか」を教えられました。



ここに多く ▲中日友好協会前庭

の体験の全てを記すことは困難ですが、特に印象に残った「生活の中に根づいている広い心」について、いくつかの例をあげて報告したいと思います。

〔1〕早朝の植物公園でソーシャルダンス

大連の西に位置する植物公園周辺は早朝から賑わっていました。路上の青空理容室では出勤前の人が散髪をしてもらっています。植物園に入っていくと、冬枯れのたたずまいを残す広い園内のあちこちで、散歩をしている人、一人で気功をしている人、大極拳や柔軟体操をしている集団など様々です。音楽の聞こえる方に歩いていくと、何十組もの中年の男女がラジカセから流れるワルツやルンバの曲に合わせてダンスをしているではありませんか。もちろん普段着です。老人ディスコというのを聞いたことがありますが、何でも取り入れて生活の一部にしてしまう中国の人の柔軟さに感心しました。私も思わず輪の中に入って一緒に踊りましたが、周囲の人たちが肩越しに人なつこい笑顔を送り、共にステップを踏んでくれて嬉しくなりました。

〔2〕中央公園の外国人サロン

今度の旅行は、北京放送局の人が終始私達一行を親切に案内してくれました。大連市内の散策をしていた時に「外国人サロンに行きましょう」と連れて行ってくれたのは、中央公園の中にある藤棚の下でした。そこは毎週日曜日になると中国人が三三五五集ってきて、外国からの旅行者や留学生等と自由に交流する場所だったのです。近づいていくと10人以上の青年たちにとり囲まれ、「日本人ですか」「中国語はどの位習いましたか」等と日本語で話しかけてきました。ラジオや本で日本語を独習している人が多いようでした。私もチャンスだと思い知っている中国語をフルに使って会話をしてみました。お互いに学習している外国語を媒介にして交流し、情報を伝え合える自主的な外国人サロンの伸びやかな雰囲気は、素晴らしいものだと感じました。日本にもこのような交流の場があると良いと痛感した次第です。



▲北京故宮博物館

〔3〕留学生・大学生との交流

北京の中央にある大学「北京語言学院」では、特別に留学生の教室と一緒に中国語の授

業を受けさせてもらいました。学生は1クラス13名、いろいろな国からの留学生です。先生が一人一人の学生に質問を投げかけ、学生の気持ちをしっかり引きつけていく授業の進め方は、緊張感と共にやる気が伝わってきて感心しました。中国語だけの中において、中国人になりきったような時間でした。応接室で懇談した時に副校長から「長島さんが希望すればすぐ受け入れますから、遠慮なく申し出て下さい」と言われ、一瞬希望しようかという思いが心をよぎった程、親しみの持てる学園全体の雰囲気でした。

大連外国語学院では、ガイド科の日本語グループ約20人と交流しました。学生は自分達が習得した日本語がどれだけ通じるかと真剣に話しかけます。日本の歴史、文学、生活など多岐にわたって質問を受けました。私は日本語で話ができるので、自信を持って受け答えしましたが、自分の中国語がどの程度通じるかも試してみました。「半年しか勉強していないなんてうそみたい」と言われた時には、お世辞だと思いながらも満足感を隠し得ませんでした。

〔4〕連夜の夕食会で「日中友好乾杯」親睦を深める

今回の旅は前に述べた大学の他に北京放送局、中日友好協会、大連ラジオテレビ局等を訪問し、それぞれの要人と懇談しました。更に連日連夜親しく話しあい、豪華な夕食会など身に余る歓迎を受けました。私達はその都度中国語で自己紹介をしなければならず、緊



▲北京放送局の歓迎夕食会 北京放送局長（右）、団長の鶴田東海大学教授（左）とかたい握手

張の連続でしたが、どうにか皆についていくことが出来ました。挨拶が終わると歌や会話

で盛り上がりました。私はここぞ出番という時には、歌に踊り、手品、ハーモニカと精一杯自分の特徴を披露して歓迎に答えました。中国側の人たちも私のリードに酔い、共に楽しみ、やいやの喝采を送ってくれました。今思い出すとそのファイトに自分で驚いています。

青春時代にタイムスリップしたような6日間の旅でしたが、不思議と疲れも残らず、中国語の学習意欲だけは更に高まってきたようです。



◆上尾市が市制を施行して今年で35周年になるのを記念して、埼玉新聞に祝賀広告を載せるよう協力依頼があり、平成5年2月19日に掲載しました。

◆平成4年度行政書士試験の合格者は、全国の合格率がついに10%を割る難関になりました。これは行政書士会内部はもちろん、所轄庁である自治省も行政書士の社会的地位の向

■ダイヤルメモ

上尾市役所 本町3-1-1 775-5111
 桶川市役所 泉1-3 786-3211
 伊奈町役場 小室9493 721 2111
 上尾警察署 本町5-1-1 771-0062
 上尾税務署 南71-1 776-8211
 大宮県税事務所 吉敷1-124 641-4901
 浦和地方法務局 緑丘4-14-1 771-0239
 上尾出張所

のびゆく郷土 祝・市制施行35周年

人と地球にやさしい都市 上尾市

1-249-0003
 上尾市役所
 〒362-0001 上尾市本町3-1-1
 電話 771-5111
 771-5112
 771-5113
 771-5114
 771-5115
 771-5116
 771-5117
 771-5118
 771-5119
 771-5120
 771-5121
 771-5122
 771-5123
 771-5124
 771-5125
 771-5126
 771-5127
 771-5128
 771-5129
 771-5130
 771-5131
 771-5132
 771-5133
 771-5134
 771-5135
 771-5136
 771-5137
 771-5138
 771-5139
 771-5140
 771-5141
 771-5142
 771-5143
 771-5144
 771-5145
 771-5146
 771-5147
 771-5148
 771-5149
 771-5150
 771-5151
 771-5152
 771-5153
 771-5154
 771-5155
 771-5156
 771-5157
 771-5158
 771-5159
 771-5160
 771-5161
 771-5162
 771-5163
 771-5164
 771-5165
 771-5166
 771-5167
 771-5168
 771-5169
 771-5170
 771-5171
 771-5172
 771-5173
 771-5174
 771-5175
 771-5176
 771-5177
 771-5178
 771-5179
 771-5180
 771-5181
 771-5182
 771-5183
 771-5184
 771-5185
 771-5186
 771-5187
 771-5188
 771-5189
 771-5190
 771-5191
 771-5192
 771-5193
 771-5194
 771-5195
 771-5196
 771-5197
 771-5198
 771-5199
 771-5200

上に努めていることが反映しているようです。

平成4年度の全国の受験者30,446人、合格者2,861人、合格率9.4%、埼玉県は受験者1,592人、合格者172人、合格率10.8%でした。

大宮保健所上尾支所 緑丘2-1 775-4711
 埼玉県庁 高砂3-15-1 824-2111
 大宮公証役場 桜木4-218 642-4355
 浦和公証役場 北浦和3-7-4 831-1951
 大宮労働基準監督署 東1-170 641-9321
 大宮社会保険事務所 桜木2-292 641-6416
 大宮公共職業安定所 大成1-525 663-4911

会社設立時の注意点

— 株式会社及び有限会社を中心として —

講師 平井清作氏

浦和公証役場公証人
埼玉公証人協会会長

一、定款と定款の記載事項

1. 定款の意義 法律以外の会社の組織活動に関する根本原則

2. 絶対的記載事項

(1) 株式会社の場合

①会社の目的 ②商号 ③発行株式総数 ④額面株式1株の金額 ⑤設立時に際して発行する株式の総数、額面無額面の別及び数（設立時に発行する株式総数は、総発行株式数の四分の一を下ることを得ない） ⑥本店の所在地 ⑦会社が公告する方法 ⑧発起人の氏名及び住所

(2) 有限会社の場合

①会社の目的 ②商号 ③資本の総額 ④出資1口の金額 ⑤社員の氏名及び住所 ⑥各社員の出資の口数 ⑦本店の所在地

(3) 相対的記載事項

定款に記載がなくとも定款の効力に影響はないが、記載すれば会社を律する事項として認められる。

株式会社では、変態設立事項、株式譲渡に関する取締役会の承認等。

有限会社では、変態設立事項、代表取締役、監査役を置く旨の記載等。

(4) 任意的記載事項

定款に記載がなくとも定款の効力に影響はないが、記載があれば会社の業務執行に便利で役に立つもの。

株式会社では、株式の名義書換手続を定める記載。取締役中に専務取締役、

常務取締役を置く旨を定める記載等。

二、定款記載の会社の目的

1. 会社の目的は絶対的記載事項で、会社の権利能力の範囲を定める。会社の目的が不法であると、解散命令の事由ともなり、取締役が会社の目的の範囲にない行為をすると、株主、監査役等はその行為の差止めを請求することができる。従って、会社の目的は適法性、具体性、明確性及び営利性を有することが求められる。

2. 会社の目的に関する文献又は資料

①（財）民事法務協会名古屋支部発行の事例集

②東京法務局発行の商業法人登記速報

三、類似商号について

1. 同一市町村内においては、同一の営業のため他人が登記した商号と判然区別できないときは、登記することができない。

2. 類似商号の判断は、登記官が先例、判例等を基準として判断する。

四、定款作成をめぐるその他の問題点

①袋とじの場合の契印の押し方

②捨印を押印する場所

③発起人、社員などの住所の表示、氏名の書き方については、印鑑証明書記載のとおりにするのがよい。

④監査役の人数を「1名以内」とするのはよくない。

⑤本店所在地の書き方は、市町村名だけでなく、町名地番を加えてもよい。

⑥定款作成用の用紙

（平成4年6月26日）

会 員 消 息



【入 会】

寺 山 一 男 氏

事務所 桶川市大字川田谷4659番地 1

電 話 048 (771) 5882

登録日 平成3年8月6日

行政書士として取り扱っている主な業務

- ①建設業許可申請
- ②法人設立
- ③農地法3～5条許可申請

行政書士になる前の職業等

税理士

趣 味 スキー、つり、旅行

信条及び好きな言葉 3S—誠実、正確、
速やかに

堀 口 顕 一 氏

事務所 桶川市寿2丁目14番10号

電 話 048 (775) 8722

登録日 平成3年12月2日

行政書士として取り扱っている主な業務

自己研修中

行政書士になる前の職業

地方公務員(埼玉県)

趣 味 絵画

信条及び好きな言葉 誠実

鈴 木 隆 博 氏

事務所 桶川市大字上日出谷 656 番地 6

電 話 048 (787) 3329

登録日 平成4年4月2日

行政書士として取り扱っている主な業務

- ①車庫証明

②自動車登録申請

行政書士になる前の職業等

家庭教師

趣 味 スキー

信条及び好きな言葉 「自分がしてほしい
と思うことはみな、同じように人
にもしなければならぬ」

新 井 進 氏

事務所 桶川市大字川田谷6686番地 1

電 話 048 (787) 3435

登録日 平成4年11月21日

【退 会】

上遠野 正 忠 氏 (平成4年3月)

森 島 正 樹 氏 (平成4年3月)

宮 地 啓 文 氏 (平成4年5月死亡)

岡 野 みどり 氏 (平成4年6月)

平 井 良 一 氏 (平成4年9月)

黒 澤 卯 一 氏 (平成4年10月)

若 旅 敏 男 氏 (平成4年10月)

高 野 国 夫 氏 (平成5年3月)

◎上尾支部の理事として長年支部発展のため
にご尽力くださいました宮地啓文さんが平成
4年5月10日お亡くなりになりました。ご冥
福をお祈りいたします。

◎上尾支部相談役山岸誠氏は、平成5年6月
11日死去されました。支部活動へのご協力を
感謝するとともに、謹んでご冥福をお祈り
いたします。

役員一覽（平成5・6年度）

埼玉県行政書士会上尾支部

顧問 烏海 努
相談役 畑田錦男
支部長 長島敬一
副支部長 岡野秀之助、齋藤 保
渡部 廣
理事 友光富雄（総務部長）
鈴木 勝（経理部長）
大木富士夫（厚生部長）
福田安伸（事業部長）
石倉富美子（広報部長）
照井惇夫、大木 正、相沢 尚
木村意久、岡部忠嗣、綿永一雄
監事 太田信夫、国森昌之

日本行政書士政治連盟埼玉支部上尾分会

分会長 長島敬一（県政連幹事）
副分会長 齋藤 保、岡野秀之助
鈴木 勝
幹事長 友光富雄（県政連幹事）
副幹事長 渡部 廣
幹事 石原富美子（会計）
福田安伸、相沢 尚
監査 国森昌之、太田信夫

●編集後記

日常業務にとりまぎれて8号の発行は少し間隔があいてしまいました。お忙しいなか原稿をお寄せ下さった会員の皆様、ご協力いただいた各方面の方にお礼申し上げます。ご意見、ご感想もお寄せいただければ幸いです。

埼玉県行政書士会上尾支部機関紙 こだま第8号

平成5年6月15日 発行
発行人 支部長 長島 敬一
発行所 埼玉県行政書士会上尾支部
〒362 埼玉県上尾市富士見2-3-24
電話 048(775)2383
印刷所 邦栄印刷
048(774)6500

このようなときには行政書士にご相談下さい



官公庁に提出する書類の作成・提出手続の代行、相談は行政書士が責任をもって行います。

- ①建設業者に関すること
 - ★建設業許可申請（新規、更新、変更）
 - ★建設工事入札指名参加資格申請
 - ★経営事項審査申請
- ②宅建業者に関すること
 - ★宅建業者免許申請（新規、更新、変更）
 - ★宅地建物取引主任者登録
- ③法人設立に関すること
 - ★株式会社、有限会社、協同組合等の設立
 - ★医療法人、宗教法人等の設立
 - ★定款の作成、株主（社員）総会、取締役会議事録の作成
 - ★有限会社から株式会社への組織変更
- ④自動車に関すること
 - ★自動車登録申請
 - ★車庫証明手続
 - ★運送業免許申請
- ⑤風俗営業等に関すること
 - ★飲食店、バー、キャバレー、スナック、マージャン、パチンコ、古物商等の営業許可申請
 - ★図面の作成
- ⑥相続に関すること
 - ★遺産分割協議書の作成
 - ★財産調査、戸籍調査
- ⑦土地利用に関すること
 - ★農地転用申請
 - ★開発行為許可申請
- ⑧会計業務に関すること
 - ★経理記帳事務、決算、財務諸表の作成
 - ★借入手続
- ⑨交通事故、社会保険に関すること
 - ★自賠責保険、任意保険、後遺障害、損害賠償金の請求
 - ★労働保険（労災保険、雇用保険）社会保険（健康保険、厚生年金保険等）新規加入手続他
- ⑩その他、権利義務等に関すること
 - ★契約書、示談書、内容証明等の書類の作成
 - ★帰化申請、貸金業、産業廃棄物の申請
 - ★建築士事務所登録
 - ★電気工事業者登録等
 - ★就業規則作成
 - ★一般旅券申請
 - ★外国人在留資格申請

…行政書士会会員でない者は、業としてこれらの業務はできません…



埼玉県行政書士会上尾支部

〒362 上尾市富士見2-3-24 (長島敬一事務所内)
TEL 048(775)2383 FAX 048(775)1706